

# クラレグループ サステナブル調達基準書

## 目次

- I はじめに
- II サステナビリティ・マネジメントの基本的な考え方
- III サステナブル調達方針(骨子)
- IV サステナブル調達基準
- V サステナブル調達における取引先様の評価について

## I はじめに

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

クラレグループは、多様な社会との接点において遵守すべき事項を【私たちの誓約】として、またこれを企業活動の中で具体的に実践するためのガイドラインを【行動規範】として定め、よき企業市民としての責任を全うすることを心がけています。

これらの取り組みは、クラレグループのみならず、取引先にもご理解・ご賛同いただき共有・協力いただくことで十分な成果が得られるものと考えています。この考えのもと、調達活動に対する指針として「サステナブル調達方針」、推進するための基準として「サステナブル調達基準書」を定めました。

クラレグループの購買・物流部門は、この基準書に基づき、サステナビリティに配慮した資材の優先的調達活動を推進していきます。

貴社におかれましても趣旨をご理解・ご賛同いただき、弊社と共に取り組んでいただきたく、ご支援・ご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社クラレ  
購買・物流本部長

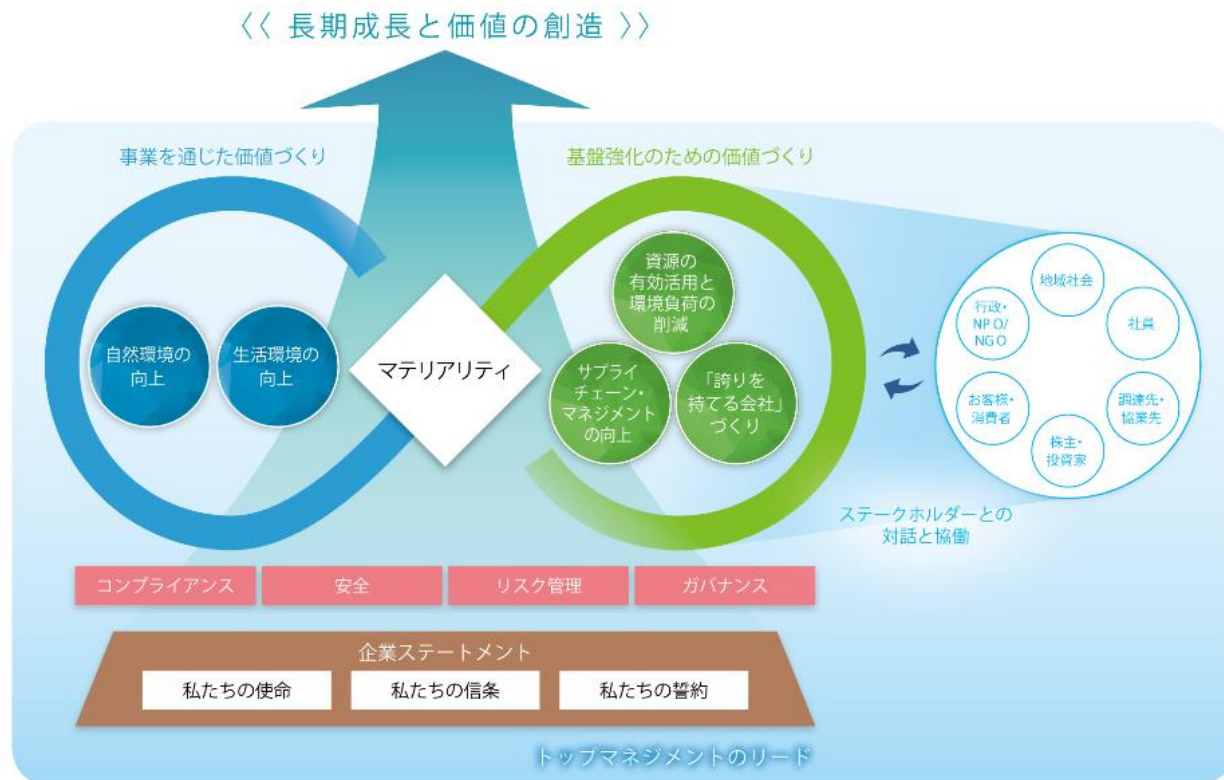
## Ⅱ サステナビリティ・マネジメントの基本的な考え方

2015年に国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、世界が抱えるさまざまな課題解決に対し企業にビジネスを通じた積極的な貢献を求め、企業はその期待に応える必要があります。

クラレグループは、企業ステートメントに掲げる使命「世のため人のため、他人(ひと)のやれないことをやる」のもと、「コンプライアンス」「安全」「リスク管理」「ガバナンス」を基礎とし、マテリアリティに示される重要課題の解決に挑みます。

またクラレグループの企業活動は、お客様・消費者、株主・投資家の皆様、調達先・協業先、社員、そして地域社会や行政など、多くのステークホルダーとの関わりによって成り立っています。ステークホルダーとの対話と協働を一層深め、企業活動の充実を図ります。

これらのサステナビリティに係る諸活動をトップマネジメントが牽引し、長期成長と価値の創造を目指します。



## Ⅲ サステナブル調達方針（骨子）

### 1. コーポレートガバナンス

企業の社会的責任を自覚し、事業を通じて、人・社会・地球環境の調和を図り、よりよい関係の構築・維持に努めます。いつ、いかなる局面にあっても、法令や規則を遵守し、常に公正かつ誠実に企業活動を行います。

### 2. 人権の尊重

事業活動に関わる全ての人の人権を擁護し、一人ひとりの尊厳と価値を尊重します。

### 3. 安全で働きやすい職場環境

労働安全衛生関連法令を遵守し、事業活動に関わる全ての人にとって安全で働きやすい職場環境の維持向上に努めます。また、社員の多様性を尊重し、性別、国籍、人種などを理由とした差別をすることなく、公正に処遇します。

### 4. 環境保全の推進

環境と調和した事業活動を通じて、環境負荷やリスクの低減及び生態系を含む環境保全に努めます。社会の持続的な発展に貢献し、次世代への責任を果たしていきます。

### 5. 公正な企業活動

公正・誠実に企業活動を行い、賄賂を含むあらゆる形態の不正に関与せず、市場での健全な競争を通じて、自由、公正、透明な取引を実施します。

### 6. 商品・サービスの安全性と品質

安全で信頼でき、高い品質の商品・サービスの供給を通じて、社会に貢献することを目指します。

### 7. 機密情報の適切な管理

トレードシークレット、ノウハウ、顧客情報等の機密情報は、会社の重要な資産であることを認識し、適切に使用・管理します。また、第三者により開示を受けた機密情報も尊重し、同様に管理します。

### 8. サプライチェーン

サプライチェーン全体を通じて社会的責任を果たすべく、取引先に対しても持続可能な調達の意義を周知し、その浸透に努めます。

### 9. 社会貢献の推進

企業市民としての役割を自覚し、社会との積極的な交流や社会への貢献活動を行います。

## IV サステナブル調達基準

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本基準は、サステナビリティ活動に積極的に取り組んでいる取引先様とともにサステナブル調達を推進するための基準を示すものである。

(適用)

**第2条** この基準書は、株式会社クラレ及びクラレグループ各社の全事業所における資材の調達活動に適用する。なお、「資材」とは以下のものを総称する。

- ① 製品の製造、開発に使用される原材料
- ② 製品の製造、開発に使用される機械設備
- ③ 製品の出荷輸送に使用される梱包材料・容器類
- ④ 営業活動・事務管理に使用される機器・消耗品
- ⑤ 製造、販売、物流など事業活動に係る外注サービス
- ⑥ 製品購入など

### 第2章 選定基準

(選定基準)

**第3条** 資材のサステナブル調達は、取引先の選定基準によるものとする。

(取引先の選定基準)

**第4条** 取引先の選定に当たっては、取引機会の均等を図るとともに、品質、価格、納期、サービス、技術開発力などに加え、サステナビリティ活動に具体的に取り組んでいる取引先との取引を優先する。

(サステナビリティ活動)

**第5条** サステナビリティ活動とは、クラレグループのサステナブル調達方針に基づいた下記第1項から第9項の活動を指す。

#### 第1項 コーポレートガバナンス

- ① サステナビリティを推進する方針・手順があり、サステナビリティを推進するための社内体制（推進部門、推進責任者、委員会など）が整っている。
- ② サステナビリティに関わるリスクを特定・評価し、検証・是正する仕組みがある。
- ③ テロや自然災害、大火災等の緊急事態発生時に重要業務や事業の継続あるいは早期復旧のための計画（BCP）を策定している。安定した供給の確保に取り組んでいる。
- ④ 内部通報制度を構築し運用している。
- ⑤ 企業のサステナビリティ活動に関わる情報発信を社会、ステークホルダーに対して行っている。

#### 第2項 人権の尊重

- ① 国際的に宣言されている人権保護を支持尊重し人権侵害を行わないことを方針とし、それを確実にする体制（管理部門、管理責任者、委員会等）を整えている。  
人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいる。

- ② 差別（性別、国籍、人種等）を行わないことを確実にしている。
- ③ 本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わせないことをサプライチェーンを含め確実にしている。
- ④ その国、地域における法定就労年齢未満の児童を雇用、就労させないことをサプライチェーンを含め確実にしている。
- ⑤ 従業員が報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく結社する自由、団結権や団体交渉権を行使する権利を認めている。
- ⑥ 女性の幹部（上級管理職、経営陣等）がいる。
- ⑦ 従業員に差別、人権侵害の防止に関する研修を行っている。
- ⑧ 従業員（代理組織含む）との対話の機会を設けている。（労使協議会、労働協約の締結等）
- ⑨ ダイバーシティに取り組んでいる。

### 第3項 安全で働きやすい職場環境

- ① 昇進、研修受講などの機会を性別、国籍、人種等を理由に公平性が損なわれることがないように平等に提供している。
- ② 法廷最低賃金を順守し、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増料金等を公正に適用している。
- ③ 法定または予め定めた労働時間、休日、有給休暇を順守する仕組みがあり、労働者の労働時間を管理している。
- ④ ハラスメント、体罰、虐待などの非人道的な扱いを禁止している。
- ⑤ 従業員の事故や人体に有害な物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、適切な安全対策を講じている。
- ⑥ 下請け業者の事故や人体に有害な物質、騒音、悪臭などの発生リスクを把握し、適切な安全対策を講じている。
- ⑦ 全従業員に対する健康診断等の適切な健康管理を行っている。

### 第4項 環境保全の推進

- ① 環境への取り組み体制を構築し活動を実行している。
- ② ISO14001、RC14001、EMAS 等の環境マネジメント規格の認証を取得している。
- ③ 法令等で指定された化学物質の適切な管理を行っている。
- ④ 法令に定められた基準に基づいて、危険物の輸送の管理を適切に行っている。
- ⑤ 法令に定められた基準、それ以上の自主的な環境負荷削減目標を定め適切な管理を行っている。
- ⑥ 省資源、省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、継続的な資源、エネルギー有効活用を図っている。
- ⑦ 二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスについて、自主的な削減目標を設定し削減に取り組んでいる。
- ⑧ (1)NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）、(2)SO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）、(3)VOC（揮発性有機化合物）の排出量を公表している。
- ⑨ 廃棄物について、自主的な削減目標を設定し削減に取り組んでいる。

- ⑩ 生物多様性に取組んでいる。

## 第5項 公正な企業活動

- ① 談合、優越的地位の濫用等の不公正な取引を行うことを防止している。
- ② 不正競争（他社の営業秘密の不正取得・使用、模倣品の販売、商品の品質等を誤認させるような表示等）を禁止している。
- ③ 腐敗防止のための公務員への接遇管理など、企業と公務員との間の健全な関係を維持している。
- ④ 顧客との間で、健全な関係を維持している。
- ⑤ 暴力団や総会屋等との関係を排除している。
- ⑥ 特許権、著作権、商標権等の知的財産権を尊重している。
- ⑦ 未公表の会社情報を利用して当該企業の株式等を売買することを防止している。
- ⑧ 社員の利益と企業の利益が相反する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受することを禁止している。
- ⑨ 企業倫理の問題（汚職、贈収賄行為、反競争的慣行等）に関して、過去３年以内に罰金を課された、または訴訟の対象となったことがない。
- ⑩ 輸出入に関する法令や国際条例等を順守し、適正な輸出手続きを行っている。

## 第6項 商品・サービスの安全性と品質

- ① 関連法令を認識している。製品・サービスの品質・安全性を担保し、消費者等への適正な対応を行う体制がある。
- ② 品質および安全を確保する仕組み(自社の品質マネジメントシステム、第三者認証等)を作り運営している。
- ③ 事故、不良品流通時の情報開示、規制当局への連絡、製品回収、供給先への安全対策等の体制を整備している。

## 第7項 機密情報の適切な管理

- ① 情報セキュリティに関する方針や手順を定めている。
- ② コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他社に被害を与えないように管理している。
- ③ 顧客・第三者・従業員の個人情報を適切に管理・保護している。
- ④ 顧客・第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護している。

## 第8項 サプライチェーン

- ① サプライチェーンを通じてサステナブル調達を行っている。（方針の社内外への周知と実践）
- ② 紛争鉱物（コンゴ民主共和国、その周辺地域の紛争に関わる３TG（金・タンタル・タングステン・スズ）他）の購入、使用の防止およびサプライヤーへの調査、確認を行っている。

## 第9項 社会貢献の推進

- ① 生産プロセス、製品・サービス操業による地域社会や住民への健康、安全衛生等の被害を少なくする取

組みを行っている。

- ② 雇用創出、技能開発、地元製品・サービスの優先購入、サプライヤーの育成に取り組んでいる。
- ③ 企業市民としての役割を自覚し、社会との積極的な交流や社会への貢献活動を行っている。

## V サステナブル調達における取引先様の評価について

### 1. 取引先様の評価について

従来の指標(品質・価格・納期等)に合わせて“サステナビリティ”関連指標を用い取引先様の評価とし、総合的に判断いたします。サステナビリティ関連指標に関しては、「サステナブル調達アンケート」により評価を行います。

### 2. サステナブル調達アンケート

「サステナブル調達アンケート」はクラレグループコンプライアンスハンドブックと国連グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンが公開する「CSR調達セルフ・アセスメント質問表」を反映、サステナブル調達方針の9項目からの全51の質問（児童労働の禁止、ハラスメントの禁止、品質・安全性確保への取組み、サプライチェーンにおけるサステナビリティの推進等々）で構成されます。アンケートの実施は2年に1度。セルフ・アセスメント方式でAからDの4段階評価が行われます。

### 3. 取引先様のサステナビリティ改善活動の取組みについて

アンケートの結果に応じて、購入先様と直接コミュニケーションを取りながら改善を促進する取組みもあわせて行っております。ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

以上

※初回制定日：2022年2月1日

改定1：2022年3月1日

改定2：2025年1月1日